

# 各種検(健)診等のお知らせ

検(健)診実施期間：令和8年5月1日～令和9年2月28日

## 《対象とならない場合》

- ①職場等で検診の機会がある方
- ②転出等で受診日に檀原市に住民票がない方
- ③検診・検査の疾患について何らかの症状がみられる方、治療中や経過観察中の方

職場等で令和7年度、令和8年度に  
検診を受けられた方

1分ほどで終わる簡単な  
アンケートにご協力ください



問い合わせ		健康増進課 (檀原市保健センター北館4F) 近鉄畝傍御陵前駅西側 TEL:(22)8331 FAX:(24)9124							※分庁舎(ミグランス)では 手続きできません。	
検査内容	★胃がん検診 内視鏡かX線のどちらかを選択		★肺がん・結核検診	★大腸がん検診	★乳がん検診	★子宮頸がん検診	前立腺がん検診	B・C型肝炎検査	★歯周病検診	
	内視鏡	X線								
検査内容	口または鼻から内視鏡を挿入して胃部撮影 	バリウムを飲んでエックス線撮影 	胸部エックス線撮影 ※65歳以上の方は、感染症法により、結核検診を年1回受ける義務があります 	少量の便を2日分容器にとり便潜血反応検査 	マンモグラフィー検査(乳房エックス線撮影) 	子宮頸部(子宮の入口付近)を軽くこすって細胞を採取し、顕微鏡で調べる検査 	血液中の前立腺特異抗原(PSA)値の測定 	B・C型肝炎ウイルスに感染しているかどうかを採血して検査 	問診・口腔内診査・ブラッシング等の歯科保健指導 	
対象年齢	20～39歳	—	—	—	—	○	—	—	—	今年度 20歳・30歳 40歳・50歳 60歳・70歳の男女 ※検診期間については受診券をご確認ください。
	40～49歳	—	○	○	○	○	—	○		
	50歳以上	○	○	○	○	○	○	○		
対象者	50歳以上の男女 2年に1回 ※内視鏡を受けた翌年はX線、内視鏡ともに対象外です	40歳以上の男女	40歳以上の男女	40歳以上の男女	40歳以上の女性 2年に1回 ※乳がん検診を受けた翌年は対象外です	20歳以上の女性 2年に1回 ※子宮頸がん検診を受けた翌年は対象外です	50歳以上の男性	40歳以上の男女 ※過去に市の肝炎検査を受けた方は対象外です		
自己負担金	★ 5,000円	★ 3,000円	★ 1,000円	★ 1,000円	★ 2,800円	★ 2,000円	1,500円	無料	★ 1,000円	
70歳以上の方 (昭和32年3月31日以前に生まれた方) ※手続きは不要です	無料	無料	無料	無料	無料	無料			無料	

保険年金課 (檀原市役所分庁舎 ミグランス1F) 近鉄大和八木駅南側 TEL:(47)2640	
特定健康診査	長寿健康診査
診察・問診・身体計測{身長・体重・腹囲測定(長寿健康診査は未実施)・BMI}・血圧測定・尿検査{蛋白・糖}・心電図検査・血液検査{脂質(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)・肝機能(AST、ALT、γ-GT)・血糖(ヘモグロビンA1c・血糖)・腎機能(血清クレアチニン・eGFR・尿酸)・貧血(血色素量・ヘマトクリット値・赤血球数)}・眼底検査(実施基準で必要な方) 	
檀原市国民健康保険に加入の40歳以上の方	後期高齢者医療保険加入の方
無料	500円

## 検(健)診の受け方

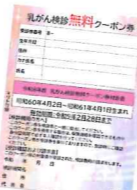
- 受診ハガキを用意する  
◎40歳以上の方は緑のハガキ  
◎40歳未満の方はピンクのハガキ } が4月下旬に手元に届きます。
- 受診先を決め予約する  
このチラシの裏をご確認ください。
- 受診ハガキを持って受診する  
受診費用がかかります。70歳以上は一部検診を除き無料です。(詳しくは上の表をご確認ください)
- 受診した医療機関へ結果を聞きに行く  
受けて終わり...ではなく、必ず結果を確認しましょう。

※精密検査やその他の検査については別途費用がかかります。

## ★子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン

下記生年月日に該当する方は  
**令和8年度だけ無料で**  
子宮頸がん・乳がん検診を受診できます。

対象  
子宮頸がん検診：  
H17.4.2～H18.4.1生  
乳がん検診：  
S60.4.2～S61.4.1生



市外で検診を希望の方は、下記より申請ください。



## ★印の検診で自己負担金が減免になる場合

- 令和8年度内に70歳以上になる方  
(昭和32年3月31日以前に生まれた方)  
\*手続きは不要です
  - 生活保護受給世帯・市民税非課税世帯に属する方  
\*生活保護受給世帯の方は、手続きから1か月以内が有効期間となります
- 申請方法 事前手続き → 決定通知書 → 医療機関を予約 → 検診受診
- 手続き方法等詳細は  
檀原市ホームページへ → 自己負担金減免の電子申請へ →
- ・課税年度の切り替え等により、課税状況が変更になる場合があります  
・7月以降に受診の方で令和8年1月1日(5～6月に受診の方は令和7年1月1日)時点で檀原市に住民票がなかった方は手続き方法が異なりますので、健康増進課までお問合せください

## 特定健康診査について

・檀原市国民健康保険の資格喪失後に受診することはできません。

申し込み人数が多い場合(特に冬の時期)は、予約が取れず受診できないことがありますので、なるべく早めに受診しましょう!!



●裏面に各種検(健)診の実施医療機関一覧を掲載しています。